

緊急処理事態の想定は、

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態（原子力発電所、都市ガス施設など）。
- ②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態（ターミナル駅など）。
- ③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態（サリン、放射能など）。
- ④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態（飛行機等による自爆テロ）である。

国民保護法は、以上の想定のもとに、国民保護のための措置として、「避難」「救援」「武力攻撃に伴う被害の最小化」の三つの柱を、地方公共団体などの重要な役割とし、避難訓練、警報、生活安定、復旧、損害補償などの細目を定めている。

これらを読むと、戦時中の敵機襲来時の警戒警報、防火訓練、物資の配給、物価の統制などと重なって見える。まるで「銃後の守り」である。

国民保護法は有事法制の中で、地方自治体、地方公共機関等に国民保護のための責務を明文化した唯一の有事法制である。このことが大きな特徴である。

### 3. 地方自治体はどのようにかわるのか？

本年3月国民保護基本方針が内閣官房から、都道府県国民保護モデル計画が消防庁国民保護室から各県に

示されている。この基本方針とモデル計画をもとに、県と市町村は国民保護のために「国民保護協議会」及び「国民保護対策本部」を設置し、「国民保護計画」をつくることになる。（県は05年度中に、市町村は06年度中に）

指定公共機関または指定地方公共機関は、それぞれ国民保護業務計画を作成することになっている。（指定公共機関は05年度を目途に、指定地方公共機関は06年度を目途に）

### 4. 青森県はどこまで進んでるのか。

本年3月、青森県は「青森県国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例」と「青森県国民保護協議会条例」を制定。

4月から内部機構改革を行い「行政改革・危機管理室」を設置。総務部防災消防課に危機管理対策監（元陸将補）を配置。

予算は本年度は1,800千円（昨年1,759千円）を国民保護関係費として計上している。

現在国民保護協議会の委員の人选及び保護計画を立案中である。

青森市はどうか。

昨年4月危機管理体制が構築され、市長直属の危機管理監（元県警刑事部長）が置かれ、総務部総務課に危機管理室が設置され4名が配置されている。

このように青森県市とも着々と有

事体制づくりが進められている。

我々国民の知らない間に、戦争する国づくりが身近に進められているのである。

### 5. 国民保護法の問題点とその本質

この国民保護法には問題があると平山武久氏は平和運動誌上で指摘している。

○自然災害と武力攻撃災害とを並列・混在

国民保護法は武力攻撃災害という「災害」の概念を作ったうえで、災害対策基本法を下敷きとして作られている。自然災害はその発生を防ぐことは不可能である、一方武力攻撃災害は本質的には政治的努力で回避可能なものである。武力攻撃事態を招かないような政治と外交活動によって武力攻撃事態は回避できる。

○訓練と啓発

国民保護法には訓練（第42条）・啓発（第43条）の条文がある。

武力攻撃事態の避難訓練は、平素から「仮想敵」を念頭においたシナリオを作って訓練が行われる。このシナリオ通りの訓練をし、自治体や国民の頭の中に「発想の転換」を定着させること。それこそが「国民保護法」で求められている「訓練・啓発」である。

○国民動員の仕組み

国民保護法は国民に「国民保護のための実施に関し協力」を求めている。国は国民の自主防災組織やボランティアなどの自発的な活動を支援する

とあるが、この組織が新しい形態をとった「隣組」として住民動員にならないという保障はない。

次に「有事法制が町にやってくる」の著者田中隆弁護士は「国民保護法の見えざる本質」として4つの虚像と1つの実像があると語っている（救援新聞4月25日号・以下その要旨）。

虚像の①戦争＝自然災害というのが前提

自然災害はどんな努力をしても回避できない、それに対して戦争は人為的に、しかも政府が起こすものであるから、戦争災害を起こさない最大の方法は、戦争を起こさないことである。

虚像の②矛盾する政府の主張

国民保護法の基本方針は本土決戦があるから避難計画を組むという。一方、新防衛計画大綱では「武力侵攻の可能性はなくなったことを前提に、海外派兵を本務とする」と掲げており、この2つには整合性がない。

虚像の③具体的な対応のない計画

国民保護法では、「いざというときに避難できない」から避難計画が必要だという。しかし、計画を見ると、何かあったら自宅に避難せよとしか書いていない。そんなものは防災計画で十分である。

虚像の④シミュレーションで破綻

「具体的に計画を組んでもうまくいかない」という。鳥取県でX国軍が上陸したという想定で県民 60 万人を北から南へ、岡山県、兵庫県へ避難させるシミュレーションをつくったが、日数がかかり間に合わない、道路を自衛隊が使用するので避難はできなかった。これが自然災害との本質的な違いである。

#### 実像 民間防衛システムの構築

市民が集団ヒステリーを起こし、不安感を高めることによって、自治体・住民が協同して安全を守ろうという民間防衛、自警団をつくり上げる。「テロがあるかもしれない」から「なんとかしなければ」となる。避難訓練をやることで一種の協働意識が生まれる。戦前の「隣組」のような、民間が自分たちを守るシステムを構築する。これが狙いである。

#### 6. おわりに

各都道府県は、国の国民保護基本方針や国民保護モデル計画をもとに、独自の保護計画を立案することになっている。すでに各県とも国民保護協議会や国民保護対策本部条例を制定しているが、沖縄県議会は、「県が住民をどう守るのか具体的な内容が見えない」などの理由で、全会一致で国民保護協議会条例を継続審議とした。沖縄戦争を体験し、今も米軍基地が居座る沖縄での民意の反映である。(平和新聞より)

また、民間放送労働組合連合会は「政府の判断する『有事』に国民を巻き込む役割を報道機関が積極的に果たすのであれば、かつて『大本营発表』を垂れ流した戦前の報道機関の犯した誤りを再び繰り返すことになりかねない」と全国の知事、並びに放送局に指定公共機関の返上を求める要請書を送った。

青森では、青森放送、青森テレビ、青森朝日、エフエム青森の4社は、青森県に対し県民保護計画の策定や運用に当たり地元放送局の報道の自由を尊重するよう文書で申し入れた。このように、地方自治体、公共機関等から国民保護法にもとづく保護計画に対する批判・反対の意見が出ている。

一方政府は、パンフ「国民の保護のためのしくみ」をつくり、地方自治体、国民の啓発に努めている。政府は、国民の啓発を目的として全世界に「手引書」を07年度中に配布する計画である。(平和運動国民保護法具体化と都道府県より)

国民保護法は、戦争する国づくりの準備であり、憲法改悪の下地づくりでもある。国民保護法の「国民を保護しない」実態を国民に知らせ、県及び市の国民保護計画を監視していく活動が大事である。国民保護法の行き着くところは憲法改悪である。戦争をしない国であり続けるには、憲法9条を守る活動を飛躍的に発展させなければならない。

2004年9月から施行された国民保護法については、その重大性のわりにはまだあまり知られていない部分が多くあります。

今回国民救援会の松山栄三氏と、会員の諏訪益一氏のお二人から原稿がよせられましたので、それを掲載することにします。

## 我々の町にも戦争体制づくりの動き

### —進む国民保護法の実体化—

日本国民救援会青森県本部副会長  
松山 栄三

#### はじめに

「青森県は04. 4. 3付けで危機管理対策監(元陸将補)任命。業務は国民保護法制に関すること」この活字を平和運動2月号(国民保護法具体化と都道府県・平山武久)で見て、旧制中学校時代に学校に配属された陸軍将校による軍事訓練を思い出した。

軍事訓練は「藁人形を敵国人だとおもって木銃を突け」と命令され、藁人形に向かってエイヤーと木銃を突く人殺しの訓練であった。こうして学生は軍国少年に育てられた。

戦時体制でもないこの時代に、青森県庁に自衛官(軍人)が配置されると

は何事か、再び戦争の道かの思いで「国民保護法制」を勉強することにした。

#### 1. 国民保護法制の成立

3年前の2002年4月、国会に有事法制3法案(武力攻撃事態法案など)が出され、これはアメリカの戦争に日本が本格的に参戦するための国民総動員体制をつくる法案だと、国民的批判にさらされたが、一部修正して、2003年6月自民、公明、民主3党の強行採決で成立。

この武力攻撃事態法案の審議過程で、武力攻撃事態法は「作戦優先だ、国民保護が先送りされてる」との批判があつて、政府はこの批判を逆手にとって、国民保護法制の検討を開始。

04年3月には、国民保護法案を含む有事法制10案件(法案7件、条約3件)が国会に提出され、6月には自民、公明、民主の3党による採決強行で有事法制10案件は成立し、国民保護法は同年9月から施行された。

#### 2. 国民保護法で定められたもの

国民保護法は「武力攻撃事態等における国民保護のための措置を実施するために」とあるが、武力攻撃事態等とはなにか。

国民保護法の想定する武力攻撃事態は、

- ①地上部隊が上陸する攻撃。
- ②ゲリラ・特殊部隊による攻撃。
- ③弾道ミサイルによる攻撃。
- ④航空機による攻撃。

課している。

- ⑥ 教育の独立性を保障せず、国民全体に責任を負わない内容である。
- ⑦ 教育振興基本計画を新設し、日本の教育は政府が自由につくれるようになっていく。

憲法はもともと、国家権力を制限して、国民の人権を保障するためにあるものである。教育基本法はその理念のもとにつくられ、教育の憲法といえるものである。しかしこの改正案は、国民の自由を制限し、社会の秩序を維持するという多くの問題のある内容を含んでいる。そして何よりも、この改正案が誰のための改正なのか、何のための改正なのかに大きな疑問を抱かざるを得ない。国民・教育者・子どもたちがこの改正を望んでいるのだろうか？ 上述したような私の7つの観点を読んで、それを良しとする人たちはどれくらいいるのだろうか？ 国家のため、政府のためという内容が見えみえのこの改正を苦々しく思う人は多いだろう。

悲しいことに、教育基本法を読んだことがある人は少ない。またその理想を理解している人も少ない。たった11条のなかに定められた理想は理解されず、実現されないまま葬り去られようとしている。その背後に、憲法改正という大きな目的が見え隠れする。今わたしたちは、わたしたちの自由を制限するもの、人権を無視するもの、国家権力を振り回すものと、わたしたち自身の力で全力で闘うときが来た。そしてその土俵は広がりつつある。全国各地で「9条の会」が結成され、憲法・教育基本法の学習会が今までにない参加者で広がっている。わたしたちを勇気づけるこの種の運動は日本中、いや世界中に広がっている。

憲法と教育基本法は一体のものである。木に例えると、憲法は幹で、教育基本法は根っこである。教育基本法改正は「木を倒すのにはまずは根っこから」という国家権力者の発想である。わたしたちは今こそ力を合わせ、国民・個人・弱者のための国家をつくるため、学習を深め大きな運動をつくっていかなければならない。

## 国民保護法をめぐる県の動き

当研究所理事 諏訪 益一

04年度から、県の防災消防課に危機管理対策監が置かれた。配属になった松枝氏は、陸上自衛隊富士教導団の副団長を勤めた方だという。05年度から行政改革・危機管理監（部長級）が置かれ、「行革」、県境不法投棄、原子力安全検証の特別対策局長として采配をふるった天童氏が就任。防災消防課長に、市町村合併で40市町村に縮小させた、名古屋氏が就いた。いずれも、国民保護法にもとづく県の計画や市町村の計画策定への布陣であろう。

昨年6月、国民保護法などの有事関連7法が成立。今年3月、国民保護計画を各都道府県で作るための「基本指針」が閣議決定され、同時に、消防庁が作成した国民保護モデル計画が各県に送付された。05年3月定例県議会に、青森県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部、青森県国民保護協議会の設置条例案が出され、自民・公明・民主がこれを通した。防災消防課が主体となり、県の計画を作り、保護協議会に諮り決定（県は05年度、市町村は06年度中）。実践段階で国の指示を受け、対策本部を設置するという流れとなる。保護協議会は、県の防災会

議（委員47名）に新たに海・空の自衛隊の幹部が加わることとなる（定数53名）。

国民保護法と「指針」は、なによりも戦争を想定している。敵国を想定し、地上部隊の侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃という戦争そのもの。しかも、武力攻撃事態は予測される段階から発動され、予測する権限をもっているのは米軍である。米軍が完全なフリーハンドを確保し、米軍の軍事作戦の中に、国民の保護に関する各県の計画が位置付けられることになる。

4月21日、総務企画委員会で、私は消防庁のモデル計画を質した。「74、82ページを見て下さい。着上陸侵攻の場合の避難は困難だと書いている。いざという時の避難訓練が必要と言って保護計画の策定を求めておきながら、どうということか」一まともな返事が返ってこない。

ねらいは一つ。「テロがあるかもしれない」「テポドンが飛んできたら」とある種の敵をつくり、危険性をあおり、訓練、演習で一つの方向へ国民を動員していくことにある。憲法9条を変え、米軍に従って海外で戦争できる国づくりへの地ならしである。

テロは犯罪であり、非軍事の防災体制や警察力をもって対応できる。大地震の発生や予兆がおきていて、今、向き合うべきは自然災害である。二度と戦争はしない、政府の行為によって起してはならない。憲法9条は、世界が

ら歓迎され、平和を求める今と未来への範となり、大きなうねりとなっている。県職員は、戦争の想定、米軍との関係を指摘されることを一番気にしている。国民保護計画の本性には誰もみな賛成できないのである。

## 八戸で5月28日、自治 労連との懇談会

八戸の会員畑中廣志氏から、5月28日八戸で、自治労連と自治体一般、三八市町村議会議員、自治研の会員も含めて行われた懇談会について報告と、資料が送られて来ましたので、掲載します。

懇談の中身は指定管理者制度、保育所の民営化問題などでした。

指定管理者制度とは、03年9月の地方自治法の一部改正で、自治体の出資団体（第三セクター、財団法人等）に限定されていた公の施設の管理運営に、民間事業者やNPOも参加できるようになったものです。これまでの「管理委託制度」は、自治体との契約にもとづいて具体的な管理を行うものであり、施設の管理権限及び責任は地方自治体がなっていました。それを、施設の管理に関する権限も代行させ

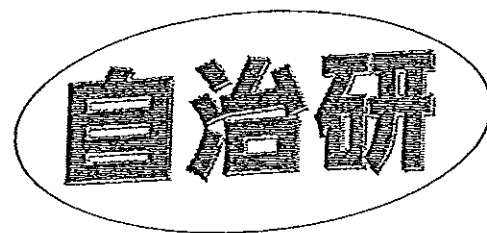
るものです。指定管理者は条例の範囲で料金を自由に設定でき、使用料は指定管理者の収入として受け取ることができるというものです。

八戸では06年4月から指定管理者制度を導入する予定だということで、現在公共的団体に管理を委託している61施設すべてに同制度を導入する方針であるということです。6月議会には「指定管理者制度」の条例改正が提案されます。

保育所の民営化の問題では、自治労八戸労組へはすでに移行が決まっているとして、公立保育所①根城保育所（06.4.1）②鮫保育所（06.4.1）③浜須賀保育所（07.4.1）の民営化が提示されました。しかも決定してからの保護者への説明案内です。民営化は丸投げになり、身分も公務員から民間労働者になります。既に五戸町・倉石村の合併では地域5箇所の保育・幼稚園が1箇所に統合された経緯があり、今後合併の南部町・名川町・福地村の動きとして3箇所を1箇所に統合が合意されているもようです。

住民自治は住民の運動の力で自治体破壊から守り育てるものだと日ごろ思っています。そこにこそ自治体労働者の役割と存在価値があります。

今回は初めての懇談会でしたが、有意義な意見交換ができ、今後も機会あるごとに懇談会が必要であるという意見が出されるなど、きっかけができました。



## 憲法と教育基本法は一体のもの

### 力を合わせ、大きな運動を

高教組 田村 儀則

今年の1月12日に教育基本法の政府改正案が示された。そして、自民・公明与党は虎視眈々と国会提出を狙っている。その内容は、次のような点で大きな問題点をもっている。

- ① 前文がなくなり、憲法と教育基本法の間を断ち切っている。
- ② 教育の目的から「平和的な国家」や「個人の価値をたっとび」等が削除され、平和や個人の意識が薄れている。
- ③ 「すべて国民はひとしく・・・教育を受ける」が「国民は・・・」に変えられ、すべてでなく、ひとしくなく・・・教育を受けることになり、教育の機会均等は保障されない。
- ④ 子どもに規律を守り、真摯に学習する態度を強要する内容になっている。
- ⑤ 「家庭は子育てに第一義的な責任を有する」とし、家庭に教育の責任を